

令和 7 (2025) 年度有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅立入検査実施方針

1 目的

高齢者福祉の一層の推進と有料老人ホームのより健全な育成を図ることを目的として立入検査を実施する。

2 実施方式

5 年に 1 回以上実施することを基本とし、施設の運営状況を踏まえながら、効果的な立入検査を行うため、次の施設を優先的に選定する。その他、苦情や内部告発等が寄せられた施設に対しては、適宜立入検査を行う。

なお、実施にあたっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

- (1) 直近数年間に新設された施設
- (2) 前回検査から 5 年以上経過した施設
- (3) 前回検査で指導事項の改善が不十分な施設、昨年度の苦情通報事案について実地での確認が必要な施設

3 検査項目及び重点事項

(1) 検査項目

「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき実施する。主に入居者の処遇に関して検査することとし、重要事項説明書の記載事項、管理規程、契約書等のとおり運営がなされているかを確認する。

(2) 重点事項

昨年度までの立入結果等を踏まえ、次のとおり特に検査すべき事項を定める。

① 入居者処遇

- ア 施設設備、居室等の状況
- イ 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組
- ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
- エ 苦情解決体制の充実・徹底

② 非常災害対策

- ア 非常災害対策計画（火災・自然災害）の作成・見直し
- イ 避難・救出等の訓練による実効性の確保、地域との連携

③ 感染症対策

- ア 委員会の開催・従業者への周知
- イ 指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施

④ 職員研修

- ア 外部研修の活用、内部研修の充実など職員の資質向上への取組

⑤ ハラスメント対策

- ア 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための取組

⑥ 業務継続計画

ア 業務継続計画の策定（感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画）

イ 研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施

(3) その他

特定施設入居者生活介護事業所の指定、居宅サービス事業所を併設する場合等には、介護保険法に基づく運営指導と一体的に検査を行う。